

平成25年度包括外部監査(意見)に係る対応状況等

(単位:件)

対応状況の区分	件数
対応済	32
対応中	1
意見件数	33

平成25年度包括外部監査結果報告書における意見への対応について

監査のテーマ: 下水道事業、水道事業及び病院事業の財務事務の執行と経営管理について

項目	監査の意見	対応状況	対応内容	対象課
①中長期経営計画の進捗・達成状況の検証について（報告書P53）	立案した計画を実行し目標達成するための努力は必要ではあるが、そのためには、目標達成のための指標を明示して、定期的に進捗状況を評価・検証する必要がある。進捗状況が遅い際には原因を分析し対策を講じるなど、PDCAサイクルを回す取組みが必要である。 例えば、定量的目標（指標）については現時点の実績値を、定性的目標については現時点までの実施概況を、具体的に明示することも考えられる。	対応済	使用料算定期間毎に指標等の見直しを行っているほか、附属機関である千葉市下水道事業経営委員会に決算説明の際に、進捗状況の報告等を行っています。 令和3年度を初年度とする次期下水道事業中長期経営計画においても、主要事業について、定量・定性評価を行い、主要施策毎に目標を設定し、PDCAサイクルを回していくための進捗状況の管理・評価を行うこととしています。	下水道経営課 下水道計画課
②投資計画の立案及び運用について i 計画の進捗管理（報告書P56）	計画値として各年度別建設改良費のみ設定するのではなく、各年度別に目標とする指標を設け、事業の進捗管理を行うことが望ましいと考える。 計画に基づき各年度別に指標を設け、年度末に実績との比較を行う。その際、予算が付与されなかったことによる進捗への影響と、自事業の責による進捗への影響は区別して分析を行う。要因別に分析を行うことで、業務改善、次期計画策定時の情報としての活用、住民説明の質の向上などが期待できる。	対応済	各年度別に指標を設定し、事業の進捗管理を行っていますが、事業評価を行う場合に、自事業の責による進捗への影響と外的要因による影響を区分して分析を行う手法については、令和3年度を初年度とする次期計画に反映させることとしています。	下水道経営課 下水道計画課
ii 財源を考慮した実行可能な計画の立案（報告書P57）	経営計画は、行動指針として機能すべきものであり、実現可能性が求められるものである。市の財政状況等を勘案しつつ、財源の面からも実現可能といえるのか、計画立案段階から検討することが必要である。 投資計画を含め、中長期経営計画全体に関する財政計画シミュレーションを十分に実施し、不足する財源の把握、及び不足額に対する対応を検討することが必要である。なお、財源確保の方法については料金改定の検討の項に記載した。	対応済	平成21年度策定の中長期経営計画内の財政計画シミュレーション（建設改良費の実績と計画[22年度～32年度]）において、27年度までの建設改良費の実績値と精査後の計画値が当初計画値を下回っているのは、東日本大震災が発生したことにより、事業費が復旧費や施設の耐震化にシフトしたためである。 その結果、27年度までに本来計画していた事業を28年度以降に先送りしたため、当初の計画値より精査後の計画値が上回る結果となったが、財源確保については十分実現可能であると考ええる。	下水道経営課 下水道計画課
③技術継承について（報告書P58）	浄化センターの包括外部委託の導入により、専門技術を有する職員の必要人員数は減少しているものの、委託会社の業務を適切に管理するためには、専門技術を有する職員の存在は不可欠である。また、他市においては包括外部委託導入後、職員の技術力が低下し受託会社に主導権を握られる事例も存在している。財政の健全化のために業務効率化や人員削減による合理化は必要であるが、中核となる管理技術者を採用し育成していく人事政策がその前提であるべきである。（中略） 建設局においても、より下水道事業に特化した人材育成方針・育成プランの策定が望まれる。 また、マニュアルの作成については、平成22年度計画に作成する旨の記載があるが、現時点では、ほとんど進んでいない状況である。技術と経験を有する職員の年齢を考慮すると残された時間は限られており、早急に作成に取り掛かるべきである。マニュアルの作成にあたっては、書面以外にも、技術やノウハウの映像化、データベース化も有用である。日常業務に並行してマニュアル等を作成することが困難であれば、業務改善やマニュアル整備に長けた外部専門事業者を利用することも考えられる。	対応済	「中長期経営計画」及び昨年度作成した「下水道職員人材育成計画」に基づき、組織の要求する能力の水準に基づく人材育成を実施することで、確実な事業運営を目指し、特に専門技術を有する職員の技術継承及び維持について教育を継続します。 両浄化センターでは、「履行監視・評価マニュアル」、「停電時運転操作マニュアル」等各種マニュアルを整備し、これらを実際に活用した研修や包括外部委託受注者主催の研修の実施、「小型移動式クレーン」や「酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者」の資格取得、包括外部委託受注者と合同での安全衛生教育などを実施しています。 また、下水道全体では、下水道BCP（業務継続計画）としてマニュアルを整備し、様々な訓練を実施するなど、災害時対応の技術継承にも積極的に取り組んでいます。 今後も日常業務におけるOJT、スキルアップのための研修やマニュアルの整備などを通じて技術の継承に取り組んでいきます。	下水道経営課 中央浄化センター 南部浄化センター 下水道計画課
①遊休資産の利活用について（報告書P66）	遊休資産の活用方法の検討にあたって、以下のような手段が考えられる。 i 資産経営部との連携 ii 民間コンサルティング会社等の利用 iii 公民連携による活用方法の検討-LABVの活用	対応済	小倉浄化センター跡地は加曽利貝塚の新博物館用地として譲渡する予定であり、現在、関係課との協議を進めています。 下水道施設の特徴として、堅固な地下構造物を有するなど、現存施設の撤去費用の負担が大きいことや地形的な問題などから全般的に活用が難しいところではありますが、庁内での活用から外部への売却まで、様々な活用の方法について引き続き検討していきます。	下水道経営課 中央浄化センター 南部浄化センター
②中央雨水ポンプ場の上部利用について（報告書P71）	上部利用者事業者の公募条件を再検討して再公募し、ポンプ棟の補強のための投資の回収を図り、有効活用に努めるべきである。有効活用により下水道施設の認知度が上がることが期待でき、下水道事業のアピールともなり広報活動として有効である。 （以下略）	対応済	当初の公募条件以外の活用検討として、事業者からの打診により新たな公募条件の検討を行ったが、スケジュールが合わず再公募するには至らなかった。今後も引き続き、立地のポテンシャルや近隣の開発状況等を踏まえ活用方法の検討を行っていきます。	下水道計画課 中央浄化センター 南部浄化センター

項目	監査の意見	対応状況	対応内容	対象課
③固定資産管理システムの運用について(報告書P72)	i システム導入時の十分な検討 今後、同様にシステム入替えを実施する場合には、担当者が代わっても継続的に原価計算を行えるよう、システムの仕様や導入スケジュールについて、導入時には十分に検討を実施すべきである。 ii 引継ぎの徹底、作業の標準化 異動によって担当者が代わっても、作業の精度を一定に保つため、引継ぎを適切に行う必要がある。担当者交代の際には、前任担当者から後任担当者に対し、作業内容の引継ぎを十分に実施することが望ましい。 iii 複数名によるチェック体制 入力内容が正確であることを事後的に検証するため、複数名による作業シートのチェックや、チェックリストを用いた検証を行うなどが望ましい。	対応済	平成30年度にシステムを更新する際には、仕様や原価計算の作業を踏まえ導入しており、また、新システム稼働に合わせて、担当者の引継ぎや検証方法、チェック体制を含め、マニュアルを整備しています。	下水道経営課
①下水道使用料の算定方法について(報告書P92)	総務省の第五次下水道財政研究委員会報告(提言)では、「下水道使用料の算定については、各地方公共団体において適正な使用料算定がなされるよう、使用料対象経費、使用料体系等に対する具体的な考え方の明確な基準を示した使用料算定要領を作成すべきである。」と記載されており、説明責任の観点からも、使用料算定要領の作成が求められている。また、使用料の算定を担当者の技能に頼った状況では、職員の異動、退職により断絶する危険性がある。異動時や退職時に全てを引き継ぐことは、事実上困難であり、使用料算定は数年に一度しか実施されないことから、日常の業務で習得することも困難である。 業務上の指針として、また利用者への説明根拠としても使用料算定要領を作成すべきである。	対応済	使用料の算定にあたっては平成29年3月に公益社団法人日本下水道協会から発刊された「下水道使用料の基本的考え方2016年度版」や令和2年7月に国土交通省から出された「人口減少下における維持管理時代の下水道経営のあり方検討会」の検討結果を踏まえるほか、中長期経営計画の資金収支予測に基づき実施し、その過程は、外部の公認会計士や公募委員などで構成する下水道事業経営委員会に諮りながら進めています。	下水道経営課
②下水道使用料算定期間について(報告書P92)	使用料算定期間の収支が均衡する水準で使用料を決定する現在の使用料算定方法は、中期的視野に立った使用料算定方法となっており、直近の4年間の収支を確保することができる水準で使用料金が設定される。このため、長期的には使用料算定期間後に収支の悪化が予想される場合であっても、実際に支出の増加や収入の減少が起きるまで使用料への反映がなされず、将来の利用者が過大な負担を強いられるという問題がある。 (以下略)	対応済	下水道使用料は、日常生活に密着した公共料金としての性格からできるだけ安定性を保つことが望まれる反面、あまりに長期にわたってその期間を設定することは、予測の確実性を失うこととなる。そのため、下水道使用料の算定期間については、今後も現実の経済動向等の予測が可能な現行の使用料算定期間(4年)が適切であると考え る。 また他の政令市においては、本市が把握している中では、6市については改定頻度を特に定めておらず、11市については3～5年としている。	下水道経営課
③繰入金について(報告書P96)	一般会計出資金に係る繰入金が繰り入れられるかは不確実である。このため、一般会計出資金に係る繰入金を前提とした使用料の算定は、経営の安定性の面でリスクがあると考え。今後の使用料算定においては、一般会計出資金を使用料算定の基礎に含めることの是非について検討することが求められる。なお、一般会計出資金の繰入ができない状況が継続し、想定した収支計画の達成が困難となる場合には、次の使用料改定時期を待たずに使用料の見直しを行うことも検討すべきである。	対応済	当該一般会計出資金は、公費負担となる雨水に要する経費を対象としていることから、使用料対象経費となるものではなく、毎年度継続して繰り入れています。	下水道経営課
④一般会計繰入金の計算に用いる係数の見直しについて(報告書P98)	年度によって決算数値は異なり、気象条件により雨水量や処理水量、不明水量は変動する。そのため、前使用料算定期間の係数を固定的に利用して繰出金を算定するのではなく、直近の実態を反映した結果を得るために、直近の決算数値や有収水量、処理水量、不明水量を用いて適時に見直すべきである。	対応済	従来は、年度毎による繰入額の大幅な変動による収支と使用料への影響を少なくするため、使用料算定期間ごとに係数等の見直しを行ってきましたが、次期計画においては、他団体の繰入状況等も参考に、係数の見直し方法も含め、繰入額の算定方法を検討しています。	下水道経営課
⑤下水道使用料改定プロセスにおける専門家の関与について(報告書P100)	下水道使用料算定に関する専門家から意見を聴取する、あるいは既存の委員会とは別に使用料検討委員会を設けるなど、専門家が関与する機会を設けることが望ましい。これにより市の作成した使用料改定案が、専門的見地からしても合理的な判断であることが担保されるので、これをもって市民への説明責任も果たされるものと考えられる。	対応済	下水道使用料は、日本下水道協会が発刊している「下水道使用料算定の基本的考え方」等を参考に算定を行い、外部の公認会計士や公募委員からなる下水道事業経営委員会から意見を伺っています。また、更なる専門家の関与として、昨年度新たに経営学部の大教授も委員に加えました。	下水道経営課

項目	監査の意見	対応状況	対応内容	対象課
⑥ 公共下水道使用開始届（井戸水利用者）の網羅的な把握について（報告書P102）	監査手続の一環として、環境規制課に提出された平成22年度以降の揚水施設設置許可申請書（5件）について、公共下水道使用開始届出書の提出の有無を確認した。5件とも公共下水道供用開始区域外における揚水施設設置許可申請書であり、公共下水道使用開始届出書の提出が不要な案件であった。このため、現時点で平成22年度以降に設置された大規模な井戸について、下水道使用料の徴収漏れは生じていないと考えられる。しかし、大規模な井戸は排水量が多いため、下水道使用料は多額になり、徴収漏れがあった場合のリスクは大きい。このため、現時点で徴収漏れはないが、潜在的なリスクを防止しておく必要はある。このため、環境規制課と下水道営業課で揚水施設設置許可申請書に関する情報共有する規定の追加が望まれる。	対応済	公共下水道使用開始届（井戸水利用者）の網羅的把握については、下水道使用料徴収に必要な情報を得られるように、毎年、年度当初に環境規制課と協議を行うなどの事務改善を行った。	下水道営業課
⑦滞納債権の移管に関する手続きの効率化について（報告書P102）	市役所内での滞納債権の移管手続きを効率的に行う観点からは、債権管理課で財産調査を実施又は財産調査が重複しないように取りまとめた上で、各所管が財産調査を実施することが望ましい。	対応済	債権が重複する場合は、債権管理課から各所管に対し、重複する債権を明示することを「強制徴収債権引継事務処理要領」に明記した。同要領を踏まえ、債権管理課に移管予定の債権が各所管で重複する場合は、債権管理課で事前に確認し、財産調査等の各所管の業務が重複することの無いよう調整している。	下水道営業課
⑧差押予告通知書の発送漏れについて（報告書P103）	早急に滞納整理マニュアルに下水道営業課所管の20万円超の未移管滞納者に対する対応を追加すべきである。高額滞納者への対応は下水道使用料の収納率を上げ、不納欠損金額を少なくする観点からも有益と考えられることから、高額滞納者に対して適切な処置が講じられているか、組織内部でのチェック体制を確立し、担当以外の者が確認することなどを滞納整理マニュアルに明記すべきである。	対応済	差押予告通知書の発送漏れについては、平成 26年7月に、20万円超の滞納者についても差押予告通知書を送付することを滞納整理マニュアルに明記するとともに、該当者に対し差押予告通知書を送付した。	下水道営業課
⑨財産差押手続きの開始の早期化について（報告書P104）	下水道使用料は強制徴収公債権に該当するため、督促の際に指定した期限を過ぎてもなお納付がない場合には、滞納処分ができる債権である。差押予告通知を発送する債権に対しては、事前に督促状も送付されている。このため、差押予告通知の納付の指定期日経過後に財産を差押さえることに法律上の問題はなく、特段の事由が無い限り、債権回収の実効性を高める観点から早期に財産の差押を行うべきである。一般に債権回収率は、時間の経過とともに低下する。遅くとも納付の指定期日から目安に2～3か月以内に財産差押を開始するよう滞納整理マニュアルに追加すべきである。	対応済	財産差押手続きの開始の早期化については、平成26年7月に滞納整理マニュアルの見直しを行い、差押事務の早期化を明記した。今後は、納付の指定期日から3か月を目途に財産差押手続きを行う。	下水道営業課
⑩上下水道使用料の一括徴収について（報告書P105）	徴収一元化は、時間を要するとしても、取組みは継続すべきである。一方で毎年の不納欠損は1億円程度に及んでいることから、徴収一元化が実現するまでの間についても措置を講じることが望まれる。具体的には、上記の意見（⑧差押予告通知書の発送漏れについて、⑨財産差押手続きの開始の早期化について）等が考えられる。	対応済	上下水道使用料の一括徴収については、千葉県水道局と協議の結果、平成30年1月を目途に合意に達した。また、徴収一元化実施までの収納率向上の取組みとして、差押予告通知書の発送漏れ及び財産差押手続きの開始の早期化について、滞納整理マニュアルに明記し、該当者に対し差押予告通知書を送付した。今後は、見直し後の滞納整理マニュアルに基づき、収納率の向上に努めていく。	下水道営業課
⑪一般競争入札において落札率が高くなっている一者応札について（報告書P111）	一般競争入札に付す趣旨は、業者選定に際して競争性を確保し、契約金額をできるだけ低く抑えることにある。しかしながら、一者応札の場合は必ずしも競争性が確保されている状況とはいえず、前述の通り実際に落札率も平均と比較して高い水準となっている。また、上記2件の工事契約以外にも、平成24年度の工事契約のうち一者応札となった案件の平均落札率は94. 06%となっており、工事契約全体平均の90. 42%よりも高い水準となっている。「平成24年度第2回千葉市入札適正化・苦情検討委員会議事録」に残されているとおり、一者応札は可能な限り避けるべきであり、競争性を確保するために参加業者を増やす努力を行う必要がある。仕様や公告期間に改善すべき点が無かったかどうかについては、常に検討することが必要である。ただし、当該委員会でも述べられているが、実質的に設置業者しか業務を請負うことができない事情があることも想定される。そのような場合には、形式的な一般競争入札に拘らず、随意契約とすることも考えられる。形式的な一般競争入札を実施するコストを勘案した場合、当初から随意契約とすることによって、結果として効率的になる可能性がある。	対応済	一般競争入札は、公告により広く入札希望者を募集するもので、受注機会は図られており、入札者が一者でも競争性は確保されている。ただし、市では、入札参加者が極端に少ない場合は、必要に応じ、不参加の理由を調査するとともに、効果的な発注方法を検討し、平成26年3月から指名競争入札に係る見積期間を延長するなど、競争性の確保や事業者の負担軽減に努めているところである。また、市では、制限付一般競争入札を原則とし、随意契約による場合は、個々の契約案件が法令等に照らして妥当か否かを厳格に判断し適用することとしている。そのため、今後も、引き続き、競争性の確保に留意するとともに、形式的な入札行為にならないよう、実態を踏まえたより適正な契約方法となるよう努める。	契約課

項目	監査の意見	対応状況	対応内容	対象課
②落札した業者以外はすべて辞退か失格となっている契約について（報告書P114）	これらの不自然だと思われる入札案件について、担当課は、不正が行われていないかの調査を行う必要があるし、不正が行われている旨の情報が寄せられた場合には調査を行うとともに、警察や関係機関へ通報するなどの対応を行うことが求められる。 加えて、市が調査対象となる要件を定め、要件に該当する案件について調査を行うことが望まれる。具体的な要件としては、例えば、落札率が前年度平均などの一定率以上の案件のうち、落札業者以外の業者がすべて辞退あるいは失格となっている案件、などが考えられる。なお、山口県の事例を図2－2－4－1に記載した。ただし、この制度を導入することによって担当課の負担が過度に増す場合には、要件に該当する案件を母集団とし、当該母集団からサンプルを抽出して調査することも考えられる。	対応済	本市では、庁内に設置されている「千葉市公正入札調査委員会」により、不正が行われている旨の情報が寄せられた場合の調査、警察や関係機関へ通報するなどの対応を行っている。 また、学識経験等を有する委員で構成された「千葉市入札適正化・苦情検討委員会」は、本市が特徴ある工事として独自に定めた要件に該当する案件を中心に報告を受け、毎年度、既に発注した工事の中から任意に抽出した20件程度の案件を審議し、必要に応じて意見の具申を行っている。 本市の調査対象となる要件の設定及び要件に該当する案件の調査については、本市の入札制度の円滑な運用等の観点から、特徴ある工事として独自に定めた要件や要件に該当する案件に関する委員の意見を聴きながら、必要となる対応を随時行っていくこととした。 なお、平成28年度以降、入札案件に関する不正の監視を強化するため、国土交通省の入札談合防止策を参考にし、工事種別毎の再度入札における最低入札金額者の1位不動の状況監視を新たに加え、当委員会に特徴ある案件として報告する要件の拡充を行った。	契約課
①退職給付引当金についての一般会計との負担関係文書が未作成である点について（報告書P123）	今後、人口減少に財政環境が厳しい中、税収が伸び悩むことが想定される中において、仮に一般会計による負担が得られなくなった際には、当該財源については使用料への賦課を余儀なくされる。現時点の下水道事業に従事する職員数は152人であり、仮に期末日時点全員退職した場合の退職給付に係る金額は、15億程度（下水道経営課試算）と推計され、使用料へ賦課することとした場合、世代間負担の公平性の問題が生じる可能性がある。 住民・利用者への説明責任の観点から、一般会計が退職給付費用を負担する理由について、口約束ではなく、あらかじめ市内部での取り決めを決裁文書等で文書化する必要があると考える。	対応済	退職給付引当金に係る一般会計繰入金は毎年度継続して繰り入れているところですが、使用料へ賦課されることのないよう、繰り入れ内容について財政課と協議を行っており、協議結果については明文化した資料を作成し、両課で共通認識を持っています。	下水道経営課
②貸倒引当金の過少計上について（報告書P124）	貸倒見積高の算定方法を再考し、より実態を適切に反映した見積を算定する必要がある。具体的には、以下の金融商品会計に関する実務指針の設例による解説を参考に、下水道事業の債権管理の実態に合致した算定方法とすべきである。なお、設例は平均回収期間が3年の場合であるが、下水道事業の場合は上記の通り5年間の消滅時効であるため、この点に留意する必要がある。	対応済	現年分収納率が向上してきたことを踏まえ、これまでどおり、総務省や公益社団法人日本下水道協会が示した処理方法としています。	下水道経営課
③減損会計について（報告書P127）	遊休資産は回収可能価額を算定し、これが帳簿価額を下回っていたら減損処理を行う必要がある。しかし、現状では回収可能価額の算定は行われておらず、適用した場合の影響額は不明である。したがって、回収可能価額を算定し、固定資産の帳簿価額を切り下げる処理を行う必要がある。また、每期監査委員への提出資料のなかで遊休資産の洗い出しは行われているが、減損会計を適用すべきかどうかの判断は行われていないため、今後実施していくことが望まれる。	対応中	将来の利活用が見込まれない遊休資産について、土地を除く建物や設備等は減損ではなく帳簿価額を全額切り下げる有姿除却を行っています。 土地に関してはほとんどが受贈財産であり、資本剰余金の処分については、本市下水道事業会計では議会の議決で行っており、減損の処理が損益収支に影響を与えることはありませんが、会計として適正な資産状況を把握することも重要であることから、今後は遊休資産の利活用の検討と併せ、減損処理の適用について、検討を進めます。	下水道経営課
(1) 千葉県水道事業と統合に向けた検討について（報告書P153）	千葉県と千葉市の水道事業の統合は、千葉県の計画等ではまだ先になると考えられるが、一般会計から水道事業の赤字分を税で補填していることを解消するために、中長期的な視点を持って統合をすることが望ましい。	対応済	現在、千葉県は、国から「水道広域化推進プラン」（広域化の推進方針やこれに基づく当面の取組内容等）を令和4年度末までに策定するよう求められている。 県営水道と市営水道の統合については、確実にこのプランへ反映されるよう取り組むとともに、プラン策定に先駆けてできる限り早急に事業統合に向けた協議の開始を千葉県に求めて参ります。	水道総務課 水道事業事務所
①市民にとってわかりやすい改革プランについて（報告書P204）	改革プラン内に用語解説などの項目が設けられている。現改革プランの用語解説の記載は、旧改革プランのものと比較してより充実した記載となっているが、当該記載内容の充実をより一層図ることが望まれる。病院局あるいは両病院のwebサイトにおいて、これらの専門用語の解説を行うことも考えられる。	対応済	平成27年3月に策定した「第3期千葉市病院改革プラン（H27～H29）」において、病院の収益性を改善するための各種取り組みを掲載している。 これらの取り組みの趣旨・効果について、市民に適切に理解してもらえるよう、巻末に用語集を設け、専門用語の解説を充実させた。	経営企画課

項目	監査の意見	対応状況	対応内容	対象課
(1)収益の拡大について ③DPCデータ分析の実施について（報告書P207）	収益を拡大し、繰入金依存体質を脱却するためにも、DPCデータ分析を行い、当該分析結果に基づく課題を経営層が共有することが望まれる。また、分析結果をもとにクリニカルパス、診療行為の見直しを行うことが望まれる。	対応済	DPCデータ分析の実施については、平成26年4月からDPCデータ分析による経営改善業務を委託し、委託業者の分析により提案される改善策を活用することとした。	経営企画課 青葉病院 海浜病院
④DPCデータ分析人員の確保について（報告書P208）	DPCデータ分析や、クリニカルパス分析を効果的、効率的に行うために、データ分析に精通した専門家を外部から採用することが望まれる。 なお、現状、医事専門官を外部から採用する場合、任期付職員という形でしか募集がかけられていない。任期付職員の雇用期間は最大5年間であり、このような有期雇用のポストに、より専門能力の高い人材が応募する可能性は低いと考えられる。外部からの医事専門官の採用形態についても併せて検討することが望まれる。	対応済	DPCデータ分析人員の確保については、平成26年4月から委託業者によるDPC分析の実施を開始することとしたほか、任期付職員や非常勤特別職の活用を検討していく。	経営企画課
⑤DPCデータ分析ソフトウェアの導入について（報告書P208）	DPCデータ分析のためのソフトウェアの導入も併せて検討することが望ましい。	対応済	DPCデータ分析ソフトウェアの導入については、両病院に平成26年度4月から、DPC分析ベンチマークシステムを導入することとした。	経営企画課
⑥青葉病院の集約病棟の再開について（報告書P209）	病棟再開により看護師の業務負担が著しく悪化する場合、看護師の離職がすすみ、7対1看護配置基準を満たさなくなってしまう可能性がある。そのため、集約病棟の再開の時期は看護師確保の状況なども勘案して慎重に検討する必要がある。 ただし、病院の収益性の観点からはできるだけ早期に病棟を再開することが望まれる。	対応済	集約病棟の再開に必要な看護師を確保できたことから、平成27年7月から全面的に病棟を再開した。	経営企画課 青葉病院
(2) 費用の削減について ①医薬品、診療材料の両病院間の統一化について（報告書P209）	費用削減効果が少しでもあるのであれば、効能が類似する薬品については両病院で共通化することが望ましい。経済的効果があるのであれば病院長をはじめとした経営層がリーダーシップを発揮して、医師の同意を得たうえで実行すべきと考える。 現在、薬事委員会は病院ごとに開催されているが、両病院間の診療科や治療内容の違いに影響しない部分については、病院局の薬事委員会を設け、当該委員会で検討することも有効であると考えられる。	対応済	医薬品、診療材料の両病院間の統一化については、平成28年4月から経営企画課にベンチマークシステムを導入し、同システムより同種同行品を照会し、必要に応じ、両病院合同のワーキンググループを開催することなどにより、統一化を図ることとした。	経営企画課 青葉病院 海浜病院
(3) 人員の確保について ②青葉病院と海浜病院との間の人事交流について（報告書P211）	千葉市病院局全体の観点からは、青葉病院と海浜病院間での人事交流をさらに進めることが望まれる。	対応済	看護師をはじめ、医療技術員まで対象を広げ、人材育成の観点から、両病院間の人事交流を実施済みである。 なお、採用活動の強化により、両病院の看護師数は充足した。	経営企画課 青葉病院 海浜病院
(4) 高額医療機器の更新計画について ①高額医療機器の更新計画の策定について（報告書P211）	すべての医療機器について作成することは難しいが、少なくとも一定金額以上の高額医療機器について、実際の利用可能期間を踏まえた長期的な更新計画を策定することが望まれる。 長期的な更新計画を策定することにより、余った購入限度額の枠を翌年度以降に繰り越す、あるいは前倒して更新することなどが可能になると考えられる。また、長期的に必要な更新投資額の見通しを立てることが可能になるため、財務的に安定した運営に資すると考えられる。	対応済	長期的な観点から適切な更新を行い、財務的に安定した運営を行うため、平成26年度に主に300万円以上の高額医療機器の向こう10年間にわたる更新計画を策定し、平準化することとした。	経営企画課 青葉病院 海浜病院

項目	監査の意見	対応状況	対応内容	対象課
(1) 貸倒引当金の過少計上について (報告書P212)	貸倒見積高の算定方法を再考し、実態を踏まえた見積を算定する必要がある。	対応済	平成26年度決算より、各年度に発生した債権ごとに不納欠損見込額を算出し、債権全体で将来貸し倒れると見込まれる損失額をもって貸倒引当金を計上している。	管理課
(2) 固定資産実査の実施について (報告書P213)	除却資産の情報を適時に報告する体制が整備されていることは当然であり、この体制が実際に運用されているかどうかを確認するための手続が固定資産の実査である。適正な貸借対照表を作成するためには、固定資産の実査を定期的に行う必要がある。 なお、青葉病院では、地方公営企業法全部適用化後は固定資産に管理シールを貼り付けて管理しているが、全部適用化以前の資産には管理シールが貼付されてない。また、海浜病院では、そのような管理が全く行われていない。すべての固定資産に管理シールを貼付することで、固定資産実査を効率的かつ効果的に行う必要がある。	対応済	令和5年度までは両病院ともに重点医療機関として新型コロナウイルス(COVID－19)対応が最優先となったこと等から、十分な時間と人員等が確保できず、作業に着手出来なかったが、新型コロナウイルス感染症の5類感染症移行により、両病院でのコロナ対応が落ち着いたことから、改めて両病院と固定資産の実査に向けた検討を行い、5年で一回りとする実態調査マニュアルを局内で策定・周知した。また、当該マニュアルに基づき、R6年度から実態調査を実施することとした。 なお、青葉病院については、固定資産の実査を定期的に行うために必要な管理シールの貼付を全部適用化以前の資産についても実施済みである。 海浜病院についても、平成28年度以降は管理シールの貼付は行っており、平成29年度以降は貼付できない形質の医療機器についても管理簿にその旨、記載して管理している。	管理課 青葉病院 海浜病院